

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書（案）

2008年4月から75歳以上のすべての高齢者と65～74歳で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度の加入者となる。

保険者は都道府県単位の広域連合となるが、大阪府の場合、職員は大阪府と府内市町村から42人が出向しているが、大阪府内の対象者80万人の保険者機能を果たすにはあまりに少ない。また議員数は現在20人となっているが、兵庫県41人、和歌山県31人、京都府30人、滋賀県26人、奈良県20人であり、大阪は近畿他府県と比べても大変少ない議員定数である。

保険料について厚生労働省は、全国平均で月6,200円・年額74,400円と発表しているが、大阪の高齢者医療費は全国で3番目に高く、保険料は全国平均より相当高くなるだろうと言われている。

すでに大阪の介護保険料徴収では被保険者の2割が普通徴収で、そのうち2割の人が滞納しており、当然後期高齢者医療制度保険料でも多くの滞納者が生まれることが予想される。

後期高齢者医療制度では1年間保険料を滞納すると保険証にかわって資格証明書が発行され、さらに1年半滞納すると医療給付差し止めという厳しいペナルティが待っている。

さらに医療内容は別建ての診療報酬になるといわれており、治療が制限されるなど、十分な医療が受けられなくなる可能性がある。

については大阪府後期高齢者医療広域連合に対し、以下のように強く要望する。

記

1. 議員定数の見直しを行い、少なくとも府内43市町村から最低1人ずつ、その上で人口規模や高齢者数などに合わせた議員定数に改めること。
2. 保険料決定にあたっては、後期高齢者の生活実態を踏まえ支払い可能な保険料額とし、低所得者に対して十分な配慮を行うこと。
3. 資格証明書発行や給付差し止めは行わず、必要な医療は受けられるようにすること。
4. 75歳以上の方も基本健診が確実に受けられるよう必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年9月 日

摂津市議会

(日本共産党提出)

